

令和 8 年 第 4 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 8 年 4 月 1 7 日

武蔵村山市教育委員会

令和8年第4回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和8年4月17日（金）

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時18分

2 場 所 武蔵村山市役所401大集会室

3 出席委員 池谷光二（教育長） 大野 順 布

潮 美 和 内 野 輝

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 並木 篤志 学校教育担当部長 高瀬隆太郎

教育総務課長 栗原 秀和 教育施設担当課長 金谷 典明

指導・教育センター担当課長 加藤 由裕 文化振興課長 廣末 聡

スポーツ振興課長 石川 篤 図書館長 児玉 眞一

指導主事 野田 豊

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 下田 順仁

平塚 勁兵

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第27号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第28号 武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第29号 武蔵村山市特定事業主行動計画に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第30号 武蔵村山市第二期障害者活躍推進計画に係る臨時代理の承認について
- 8 議案第31号 武蔵村山市立学校令和9年度使用教科用図書採択要領について
- 9 その他

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際し、1名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

本日の出席委員は4名で、定足数に達しております。

これより令和8年第4回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、令和8年第3回教育委員会定例会会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 ありがとうございます。

御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、潮委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、武蔵村山市情報セキュリティポリシーの改定及び基本方針の公表に係る経過についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

栗原教育総務課長、お願いします。

○栗原教育総務課長 それでは、武蔵村山市情報セキュリティポリシーの改定及び基本方針の公表に係る経過について御説明いたします。

資料１－３、武蔵村山市情報セキュリティポリシーの改定について（概要）を御覧ください。

最初に、１、情報セキュリティポリシーとはでございます。情報セキュリティ対策を組織的に統一して推進するため、総合的及び体系的に取りまとめたもので、その体系は階層構造となっており、基本方針と対策基準を総称して情報セキュリティポリシーといいます。

次に、２、令和７年度改定についてでございます。主な改正といたしましては、１、改正自治法への対応、２、最新のガイドラインへの対応、３、公表対象の変更となっております。このうち、地方自治法が改正され、基本方針及び対策基準が地方公共団体の教育委員会などの各執行機関についても、これらの脅威に対し基本方針を定め、必要な措置を講じるとともに公表しなければならないとされました。

次に、国のガイドラインに合わせて、構成や文書表現を統一する改定を行い、対策基準につきましては、情報セキュリティを確保するために非公開といたしました。本市では、情報セキュリティポリシーを市と各執行機関で共同で策定しているため、今回の改正について、令和８年３月30日付で教育長の決裁を受け、翌31日にホームページで公表したところでございます。

詳細につきましては、配付しております資料で御確認をお願いいたします。

説明は以上です。

○池谷教育長 ありがとうございました。

続きまして、２点目でございます。

令和７年度区域外就学の状況についてでございます。

資料２を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

栗原教育総務課長、お願いします。

○栗原教育総務課長 それでは、令和７年度区域外就学の状況について御説明いたします。

資料２を御覧ください。

上の表でございますが、住所が他市区町村にあって、本市の学校へ通学している児童・生

徒に関するものとなります。表の一番右側の合計欄になりますが、小学校で30人、中学校で8人の合計38人でございます。理由ごとの内訳では、転入先付けが4人、学期途中及び最終学年が1人、その他が33人となっております。

次に、下の表でございますが、住所が本市にあって、他市区町村の学校へ通学している児童・生徒に関するものとなっております。表の一番右側の合計欄になりますが、小学校で33人、中学校で16人の合計49人でございます。理由ごとの内訳では、転出先付けが4人、学期途中及び最終学年が34人、その他が11人となっております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

続きまして、3点目でございます。

令和7年度学校選択制の結果（令和8年度入学）についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

栗原教育総務課長、お願いします。

○栗原教育総務課長 それでは、令和7年度学校選択制の結果（令和8年度入学）について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

令和7年度に学校選択制を利用した生徒数につきましては合計44人で、この制度の利用割合は、新入学生徒582人の約7.6%となっております。なお、過去3年間の利用生徒数につきましては、令和4年度は77人、令和5年度は56人、令和6年度は60人となっております。

各中学校の状況は上段の表に、主な理由は下段の表のとおりでございますので、御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

続きまして、4点目でございます。

令和8年度児童・生徒数及び学級数の状況についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

栗原教育総務課長、お願いします。

○栗原教育総務課長 それでは、令和8年度児童・生徒数及び学級数の状況について御説明を

いたします。

資料4を御覧ください。

令和8年4月7日現在でございますが、小学校の通常学級につきましては120学級、特別支援学級につきましては17学級となっております。次に、中学校につきましては、通常学級が57学級、特別支援学級が13学級となっております。

令和8年度の学級編成でございますが、小学校は、第1学年から第6学年まで全ての学年において35人以下の学級編成となっております。中学校につきましては、第1学年が35人以下の学級編成、第2学年及び第3学年が40人以下の学級編成となっております。

次に、在籍者数についてでございますが、小学校の児童数につきましては、通常学級で3,376人、特別支援学級は119人、合計で3,495人となっております。次に、中学校の生徒数でございますが、通常の学級で1,742人、特別支援学級は90人、合計で1,832人となっております。

なお、ページの中ほどより下に記載しております各通級指導学級数及び特別支援教室の学年別の児童・生徒数につきましては、ただいま報告いたしました児童・生徒数の内数でございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、5点目でございます。

令和8年度小・中学校等の教職員数及び令和8年度教職員の異動状況についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

高瀬学校教育担当部長、お願いします。

○高瀬学校教育担当部長 それでは、令和8年度小・中学校等の教職員数及び令和8年度教職員の異動状況について御説明させていただきます。

まず、小・中学校の本年度の教職員数でございますが、暫定再任用、短時間勤務職員を含む教職員数は、小学校239人、中学校145人、計384人でございます。

次に、主幹教諭及び指導教諭についてです。主幹教諭につきましては、小学校19人、中学校11人、合計30人が在籍をしており、指導教諭は小学校に1人在籍しております。主任教諭につきましては、小学校66人、中学校34人、計100人が在籍をしております。また、主任養

護教諭は小学校 1 人、中学校 3 人、合計 4 人が在籍しております。

次に、教職員の異動状況でございます。

資料の裏面を御覧ください。

校長の転入については、市外からの昇任が 1 人、転出については、退職が 1 人でございます。小学校の副校長の転入については、市外からの転任が 2 人、市内転任が 2 人、転出については、市外への転任が 2 人、市内転任が 2 人でございます。

中学校の校長の転入につきましては、市内転任が 2 人、転出については、市内転任が 2 人、再任用の任期満了による退職が 1 人でございます。中学校の副校長につきましては、異動はありませんでした。

次に、教職員の移動状況でございます。

主幹教諭、主任教諭を含む教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の異動状況でございますが、小学校は転入が 45 人、うち 21 人が新規採用、転出は 38 人でございます。中学校は、転入が 30 人、うち 14 人が新規採用、転出は 21 人でございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

続きまして、6 点目でございます。

武蔵村山市立学校令和 8 年度行事予定等一覧についてでございます。

資料 6 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

野田指導主事、お願いします。

○野田指導主事 それでは、令和 8 年度武蔵村山市立学校行事予定等一覧表について御説明いたします。

各小・中学校の始業式や終業式、入学式や卒業証書授与式、運動会や展覧会といった年間行事の実施日を整理しております。

ここには、学校公開や離任式、道徳授業、地区公開講座などの教育活動に関わる催しについても掲載しております。年度の変わり目など、多くの行事が重なる時期に、教職員が連携しながら円滑に進められるようにすることが重要であると考えます。

また、保護者や地域の皆様への周知も早めに行い、変更が生じる場合には、関係する方々と協力しながら、柔軟に対応していくように学校に指導していきます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

続きまして、7点目でございます。

令和8年度武蔵村山市立学校研究活動等一覧についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

野田指導主事、お願いします。

○野田指導主事 それでは、令和8年度武蔵村山市立学校研究活動等一覧について御説明いたします。

市内の各小・中学校及び各中学校区が取り組む研究テーマや研究実践の概要、研究発表会の開催日程、まちづくり学習の目標などを示しております。これらの情報によって、学校間の研究成果を相互に共有しながら、市全体として教育研究の方向性を確認し、継続的な授業改善や教育施策の充実を図ることができます。

また、研究発表会では、学校関係者のみならず、保護者や地域の方々にも御参加いただく機会が多いことから、地域ぐるみで学校の取組を支えていく上で、こうした情報を広く知っていただくことが大切であると考えます。研究の成果や課題を共有することは、教育の質を高める上で大きな意味を持ちますので、日々の取組や実践事例を積極的に伝えていくように、各学校に指導をしていきます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

続きまして、8点目でございます。

いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク、第49回武蔵村山市歩け歩け大会の開催についてでございます。

資料8を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

石川スポーツ振興課長、お願いします。

○石川スポーツ振興課長 それでは、教育長報告8、～いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク～第49回武蔵村山市歩け歩け大会の開催について御説明いたします。

資料8と別紙の歩け歩け大会コースを併せて御覧いただければと思います。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市スポーツ推進委員協議会、協力は武蔵村山市体育協会及び武蔵村山市地区スポーツ協力員連絡会でございます。

開催日につきましては、令和8年5月17日曜日、昨年と同様に野山北公園運動場をスタートし、六道山公園を折り返し、野山北公園運動場をゴールとする、新緑の狭山丘陵を歩く約6.5キロのコースで実施をいたします。

受付につきましては、大会当日午前9時から9時半までとし、申込書につきましては4月30日にスポーツ振興課窓口、総合体育館など市公共施設に配置するとともに、当日会場でも用意をいたします。

雨天の場合などにつきましては、当日の開催の有無を午前7時半に決定し、市のSNSで周知するとともに、現地の野山北公園運動場にも職員を配置する予定でございます。

参加資格につきましては、市内在住、在勤、在学者で、完歩する体力のある方で、小学校3年生以下の児童等の参加につきましては保護者同伴とし、制限時間を3時間以内で完歩できる方としてございます。

なお、昨年と同様に開会式は行わずに、受付順に少人数のグループに分け、準備体操を行った後、順次出発とする予定でございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

続きまして、9点目でございます。

令和8年度蔵書点検に伴う臨時休館についてでございます。

資料9を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、図書館長から報告いたします。

児玉図書館長、お願いします。

○児玉図書館長 それでは、資料9、令和8年度蔵書点検に伴う臨時休館について御説明いたします。

蔵書点検は、各市立図書館が所蔵している資料を点検確認し、所在不明資料の除籍処理を行うなど、適正な資料管理を行うために実施するものでございます。

昨年度は図書館システムの更新作業に伴い、同じ時期に全館で臨時休館したことから行わなかったため、今回は2年ぶりの実施となります。

今年度の日程は、表のとおり令和8年5月12日から6月19日までの間、各館それぞれ4日間を予定し、順次行うものでございます。

なお、利用者に対しましては、5月1日号の市報のほか、市ホームページ及び図書館ホームページへの掲載、各図書館内のポスター掲示などにより周知を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○池谷教育長　ありがとうございました。

教育長報告は以上でございます。

10点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理、お願いいたします。

○大野職務代理者　それでは、報告の1番目でございます。武蔵村山市の情報セキュリティについてですけれども、資料を拝見いたしまして、改めて情報の適切な管理の重要性、これを認識いたしたところでございます。また、このようにルールを定める一方で、一人一人がこれを守ってこそ、目的は達成されるものという思いも強くしたところでございます。

そこで質問でございます。

今回のこの情報セキュリティ対策は、小・中学校にも適用されて、教職員の皆様にも守ってもらわなければいけないものと理解したんですが、事の重大性を考えますと、単なる情報提供だけでなく、研修という形で認識を深めていただく必要があるのではないかと思います。小・中学校に対しまして、このセキュリティ対策をどのように根づかせていくのか、研修等の計画についてお聞かせください。

○池谷教育長　ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。

栗原教育総務課長、お願いします。

○栗原教育総務課長　それではお答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、情報セキュリティの関係につきましては、教職員の方に対しても重要となっておりますので、今後、市の情報セキュリティ部門と協議をしながら、研修を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長　ありがとうございました。

大野職務代理、いかがでしょうか。

○大野職務代理者　ありがとうございました。

情報セキュリティに関する事故といいますと、一個人の不注意では済まないほどの影響を及ぼすこともあると思いますし、また、もしそうなったら、その人個人、非常に不幸なこと

だと思います。

そのようなことのないよう、研修等を重ねることですっかりルールを身につけていただければと思ったところでございます。どうぞ前向きな対応ということで、よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。しっかりやらせていただきます。

そのほかいかがでしょうか。内野委員、潮委員、いかがでしょうか。

内野委員、お願いいたします。

○内野委員 私からも、情報セキュリティの点について、2点質問させていただきます。

1点目が、実際にセキュリティインシデントが発生した際の訓練など、こういったものも行ったほうがいいかなと思いますので、今後の検討に入っているかどうかというところをお伺いしたいのと、もう一点、例えば、標的型攻撃メールなど、日々の業務で想定されるインシデントについて、現在何か突発の訓練などを行っているかどうか、また今後実施していく予定はあるかどうか、そういったところをお伺いできればと思います。

○池谷教育長 ありがとうございます。

内野委員から2点ございました。いかがでしょうか、事務局は。

栗原教育総務課長、お願いします。

○栗原教育総務課長 それでは、1点目、2点目について、私のほうから答弁させていただきます。

インシデント訓練につきましては、今後、先ほども申し上げたんですが、市の情報セキュリティ部門と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

2点目の突発的な訓練につきましても同様に、今後実施に向けて、方法などを市の情報セキュリティ部門と協議をしながら進めてみたいと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

内野委員、いかがでしょうか。

○内野委員 ありがとうございます。

セキュリティインシデントについては、やはり日々の業務から常に意識しておくことが必要かなと考えております。また、市役所や学校など、そういったところで発生した場合には、様々な影響を考えられると思います。発生させないことがもちろん第一ではあるんですが、実際に発生してしまった場合の影響の把握の方法ですとか、対処の仕方、連絡方法等、

そういったものを日頃から周知、訓練を実施していただいて、被害を最小限に収められるように訓練等をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これについても、しっかりやらせていただきます。

潮委員、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

◎日程第４ 議案第２７号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第４、議案第27号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第27号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

並木教育部長、お願いします。

○並木教育部長 それでは、議案第27号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認につきまして御説明いたします。

本件につきましては、令和８年３月19日付で市長から協議があり、回答する必要が生じましたが、会議を開催する時間的余裕がないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項の規定に基づき、同日付で臨時代理をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

別紙の１ページを御覧ください。

令和８年４月１日付の人事異動に伴い、課長職への昇任が１名、係長職への昇任が１名、

市長部局からの異動等に伴う任命が部長職 1 名、課長職 1 名、係長職 5 名、主任職 1 名及び一般職 2 名でございます。

2 ページを御覧ください。

新規採用が 4 名、主任職への降任・降格が 1 名、暫定再任用が係長職 1 名、一般職 3 名、定年前再任用が一般職 1 名でございます。

3 ページを御覧ください。

人事異動に伴う解任が部長職 1 名、課長職 2 名、係長職 4 名、主任職 1 名及び一般職 2 名でございます。また、令和 8 年 3 月 31 日付退職に伴う解任が一般職 1 名でございます。

4 ページを御覧ください。

暫定再任用退職に伴う解任が一般職 3 名でございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 27 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

◎日程第 5 議案第 28 号 武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 5、議案第 28 号 武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 28 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市生涯学習審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

廣末文化振興課長、お願いします。

○廣末文化振興課長 それでは、議案第 28 号 武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について御説明いたします。

別紙を御覧ください。

生涯学習審議会委員につきましては、武蔵村山市生涯学習審議会条例第 3 条の規定に基づき、生涯学習の振興に関し、識見を有する者、その他適当と認められる者のうちから教育委員会が委嘱するもので、生涯学習審議会委員の任期満了に伴い、委員 13 人について 4 月 1 日付の委嘱を臨時に代理したものでございます。

表にございます飯星健司さんは小中一貫校村山学園の校長で、小中学校校長会から推薦していただいております。また、須藤博さんと山本勝彦さんは文化協会から、比留間悦子さんは民生委員・児童委員協議会から、また指田良則さんは P T A 連合会から推薦していただいた方でございます。坂田義則さんと柳下喜男さんは市民の公募委員でございます。

以上の 7 名の方につきましては、今回新たをお願いする方で、その他の 6 名の方につきましては、前回からの再任となっております。

任期につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第28号 武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

◎日程第6 議案第29号 武蔵村山市特定事業主行動計画に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第6、議案第29号 武蔵村山市特定事業主行動計画に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第29号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市特定事業主行動計画を定める必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

栗原教育総務課長、お願いします。

○栗原教育総務課長 それでは、議案第29号 武蔵村山市特定事業主行動計画に係る臨時代理の承認についてを御説明いたします。

この件につきましては、令和8年3月30日付で市長から協議があり、回答する必要が生じましたが、会議を開催する時間的余裕がないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付で臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

この計画は、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性職員が安心して子供を産み、育てられ、男性職員が積極的に子育てに関わることのできる職場環境を醸成していくために、市長部局と各執行機関の計画として策定いたしました。

具体的には、計画書の9ページに記載しております数値目標を御覧ください。

数値目標、目標1としては、令和11年度までに、職員1人当たりの年次休暇平均取得日数を15日以上にする、目標2、令和11年度までに、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数を12時間以下にする、目標3、令和11年度までに、管理職にある職員に占める女性割合を15%以上とし、係長職にある職員に占める女性割合を20%以上にする、目標4、令和11年度までに、新たに育児休業（2週間以上）を取得する男性職員の割合を85%以上にする、目標5、令和11年度までに、制度の活用が可能な男性職員における出産休暇の取得割合を75%以上に、育児参加休暇の取得割合を50%以上にするという目標を掲げてございます。

計画書の10ページから13ページにかけましては、目標達成に向けた各種取組となっております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

内野委員、お願いいたします。

○内野委員 1点質問させていただきます。

時間外勤務のところで、現在土日や祝日など、イベントなどで市の職員の方、勤務される方もいらっしゃるかと思います。そういった場合に、代休の取得などされているかと思うんですけれども、その取得率とかそういったところ、把握しているかどうかというのを伺い

させていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

代休の取得率についていかがでしょうか、事務局。

並木教育部長、お願いします。

○並木教育部長 現状ですと、代休の取得率等については、総務部職員課において特段把握していないと承知しております。

ただし、市の考え方といたしましては、ワーク・ライフ・バランスの観点から、休日等に出勤した場合には、週休日の振替、あるいは代休日の取得という形で休暇を振り替えていただくような形で進めているところでございます。

引き続き、そういった取組を進めていく必要があるとは考えております。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。

内野委員、いかがでしょうか。

○内野委員 ありがとうございます。

多くの職員の方が休日出勤をする場合などは、やはりどうしても代休の取得が難しいという場合もあるかと思えますけれども、そういったところで積極的に取得することによって、時間外の勤務、そういったところも減らせるのかなとは思いますので、そちらも引き続き環境を整えて実施していただければなと存じます。

ありがとうございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆さん、いかがでしょうか。

大野職務代理、潮委員、特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第29号 武蔵村山市特定事業主行動計画に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

◎日程第7 議案第30号 武蔵村山市第二期障害者活躍推進計画に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第7、議案第30号 武蔵村山市第二期障害者活躍推進計画に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第30号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市第二期障害者活躍推進計画を定める必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

栗原教育総務課長、お願いします。

○栗原教育総務課長 それでは、議案第30号 武蔵村山市第二期障害者活躍推進計画に係る臨時代理の承認についてを御説明いたします。

この件につきましては、令和8年3月30日付で市長から協議があり、回答する必要が生じましたが、会議を開催する時間的余裕がないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付で臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

この計画は、主として障害者の方が活躍する場を拡大させることや、障害者の雇用をより一層推進するために、市及び各執行機関の計画として策定いたしました。

計画書の6ページをお開きください。

5、障害者雇用に関する具体的目標につきましては表の記載のとおりでございますが、例えば、令和8年度は法定雇用率を2.8%、採用人数を2人以上、障害を有する職員数を14人、新規採用定着率を100%、退職者数を1人以下というような、具体的な数値目標を掲げてございます。

なお、7ページから11ページまでが推進に向けての取組内容を記載しております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

内野委員、お願いいたします。

○内野委員 こちらも、1点質問させていただきます。

こちら、4ページのオ、相談体制等の職場環境についてどのように感じていますかの部分で、相談窓口や誰に相談すればいいのか分からないといった回答が30%となっております。こちらが、取組の内容として8ページに記載があるとおおり、相談しにくいを含め、課題の一つとして認識されているのかと存じます。

こちらの相談先の周知の方法について、具体的に何か考えているものがあれば、御教授いただけたらと思います。

○池谷教育長 ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。

並木教育部長、お願いします。

○並木教育部長 それではお答えいたします。

相談先が分からない、そういったところの関係でございますけれども、障害者の関係につきましては、本市におきましては総務部職員課が相談窓口となっております。

この計画書の7ページを御覧いただきますと、まず、総務部職員課長が障害者雇用推進者と位置付けられておりまして、総務部職員課の職員が障害者職業生活相談員ということで、こちらが障害者の相談窓口という形になっております。

また、各所属におきましても、障害者がいるという場合には、毎年度支援担当者を指名しており、直属の上司であるとか、身近な職員を支援担当者として位置付けているところでございますので、そういった部分を含めまして、改めて総務部職員課と協議しながら、きちんとこういった内容を周知できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。

内野委員、いかがでしょうか。

○内野委員 ありがとうございます。

実際にその相談が行われるかどうかというのは別として、やはり相談先を知っている、知っていないというのでは大きな差があるのかなというふうに感じております。

ぜひ相談窓口や相談先、そういったものが分からないといった回答がゼロに近づけるように、周知のほうよろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

大野職務代理、潮委員、特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第30号 武蔵村山市第二期障害者活躍推進計画に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

**◎日程第 8 議案第 31 号 武蔵村山市立学校令和 9 年度使用教科用図書採択要領
について**

○池谷教育長 日程第 8、議案第 31 号 武蔵村山市立学校令和 9 年度使用教科用図書採択要領についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 31 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立小・中学校特別支援学級において令和 9 年度に使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、必要な事項を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては指導・教育センター担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 それでは、武蔵村山市立学校令和 9 年度使用教科用図書採択要領について御説明いたします。

この要領は、武蔵村山市立小・中学校特別支援学級において令和 9 年度に使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるものでございます。

第 2、採択の方針でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書、以下、一般図書と申し上げますが、こちらについて採択を行うものでございます。

第 3、組織及び任務でございます。一般図書の採択を円滑かつ適正に行うために、教科書採択資料作成委員会及び教科書調査研究委員会を設置いたします。教科書採択資料作成委員会ですが、小学校特別支援学級調査研究委員長及び中学校特別支援学級調査研究委員長の 2 名をもって組織いたします。

主な任務でございますが、調査研究、選定のための文書、資料等の確認、調査研究委員会から提出された調査研究資料について精査・検討を行い、最終的に「教科書採択資料作成委員会報告書」を作成し、教育委員会の報告をいたします。

続きまして、教科書調査研究委員会ですが、小・中学校それぞれに特別支援学級調査研究委員会を設置いたします。それぞれの特別支援学級調査研究委員会は、特別支援学級設置校の校長 1 名及び設置校から推薦された障害種別学級ごとの特別支援学級担任 1 名をもって組織いたします。

主な任務でございますが、一般図書見本等による各図書の調査研究を行い、調査研究資料を作成し、教科書採択資料作成委員会に報告をいたします。

教科書採択資料作成委員会委員及び教科書調査研究委員会委員の任期は、委嘱の日から令和8年8月31日までといたします。

第4、一般図書の採択に係る調査研究の内容・方法ですが、より適切な教科書を選定するため、内容、構成上の工夫、特徴の3つの観点から調査研究を行います。

第5、一般図書の適正かつ公平な採択の確保のために、こちらに記載されております5項目のいずれかに該当する者は、教科書採択資料作成委員会及び教科書調査研究委員会の委員になることはできません。

第7、その他でございます。特別支援学級におきましては、通常の学級で使用しております、いわゆる検定教科書か文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、若しくは一般図書のいずれかを、児童・生徒の実態に応じて使用することとなります。

なお、補足の資料といたしまして、組織構成図、採択事務日程、報告書、調査研究資料の様式を添付させていただきました。

今後採択事務を進めた上で、8月21日の定例教育委員会におきまして、審議、採択をお願いいたしたく存じます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第31号 武蔵村山市立学校令和9年度使用教科用図書採択要領についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

◎日程第９ その他

○池谷教育長 日程第９、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

事務局いかがでしょうか、特によろしいでしょうか。

(「特にございません」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 ありがとうございます。

これをもってその他を終わります。

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和８年第４回教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前１０時１８分閉会